

これまでに東京 名古屋 川崎から国へ『意見書』提出!

川崎市はぜん息発症の原因究明を

八月二二日、公明党川崎市議団との懇談会がもたれました。懇談会では、川崎市の独自制度である「成人ぜん息患者医療費助成制度」を継続し、内容の充実を図ってほしいと要請。

全国公害患者の会連合会がすすめている、国の制度として「ぜん息患者の医療費助成制度」を創設する運動に取り組んでいることを紹介しました。特に川崎市議会から国にたいし、医療費助成制度創設を求める「意見書」の提出のための協力を求めました。

同議員団からは、他会派の「話を聞いてみる」と患者会の要請を真摯に受け止めてもらえました。また、川崎北部地域で「医療費助成制度」の適用者が多く発生しているのはなぜかと双方の疑問となり原因究明が必要との認識で一致しました。今後、根本的な原因の解明がされ、健康で、住みよい川崎市をつくっていききたいと懇談を通じて、お互いの立場を理解し合いました。

国は「健康被害を

受けた者への救済策を」―名古屋市―

患者会は、国の段階で「ぜん息患者医療費救済制度」を、実現するために署名、紹介議員要請、各自治体首長、議会の意見書提出運動に取り組んでいます。

国に対して、ぜん息患者医療費救済制度創設を求める意見書の提出について調べてみました。

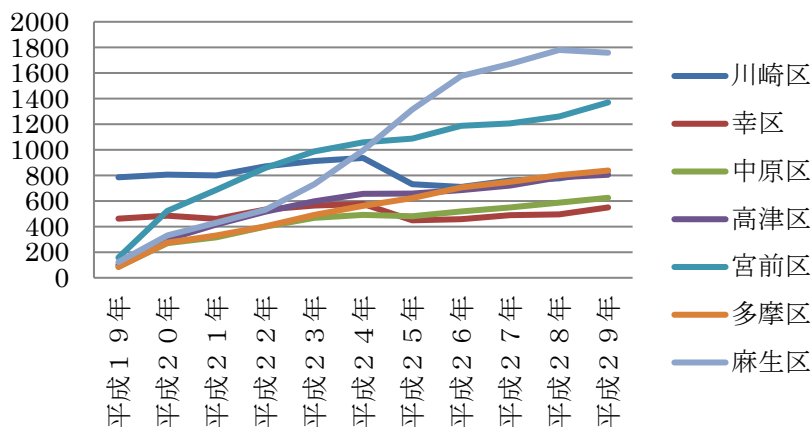
その結果、川崎市が平成一五年に議会として「意見書」を提出しています。

東京都議会では、平成二三年三月一日と平成二五年一月一三日と二回提出され、「健康被害防止のための有効な対策や健康被害を受けた者への救済策を」国に求めています。

名古屋市は平成二五年一月一日に市長名で「被害者の救済措置を講じてください」との「意見書」が提出されています。

さらに、川崎市と東京都は、医療費助成制度への財政支援を毎年の予算要望書に盛り込んでいます。

各年の認定者推移（3月末人数）



2017年9月7日

川崎公害病患者と家族の会

川崎市川崎区砂子2-8-1-304

☎044-211-0391

川崎北部のぜん息患者と家族の会

川崎市高津区下作延1-13-45-102

☎044-833-9601

環境省との「勉強会」開く！

「勉強会」の位置づけを再度確認

八月二十九日、環境省と「新たな大気汚染公害被害者医療費救済制度」について「勉強会」がもたれました。環境省からは、環境保健企画管理課課長、課長補佐、保健業務室室長他が対応しました。患者会側は、東京、川崎、大阪、倉敷患者会から出席しました。

環境省側の人事異動があり、再度、「勉強会」の位置づけをおこないました。

「勉強会」は二〇一二年一月（第一回）がおこなわれ、当時の白石総合政策局長が、①「空気をきれいにするという願いは（患者と環境省）共有している」②「（健康被害は）現在進行形かどうかということは、現在進行形であります。だからこれをやれ、あれをやれと言われても立場なり、意見の違いはあると思います。これはもう解決済みの話しですということではないことは一致しています」③「すくなくともこのような機会を頻繁にやったほうがよいと思います」「大胆になっていっているうちに、本音で話し合って、また、それだけの信頼関係がないと法律の制定というのはいまにくいかなということもわかっていきますのでよろしくお願いします。」と述べました。この出発点を、双方が確認をしました。

「しっかりとした議論をしていきたい」

「勉強会」の基本を確認しました。その上立って、患者会が求める「ぜん息患者医療費救済」制度を説明しました。

前回（二〇一〇年一〇月三〇日から）の取り組みでは、救済内容を現行の公害健康被害補償法並みの民事責任を踏まえた「医療費助成」と「生活補償」の二本立てとっていました。今回は、「医療費助成」のみの要求となっていることを説明しました。財源は、国、自動車メーカー、石油関連会社等の拠出で賄います。自動車工業会、石油連盟も「国からボールが投げられれば、話し合いのテーブルに着く用意がある」と毎年取り組まれる全国公害被害者総行動の話し合いの席で、回答をしていることも伝えました。

環境省からは「これまでの課題を、整理して教えていただいた。しっかりとした議論をしていきたい」と全体の感想が延べられました。

引き続き「勉強会」を継続していくことを確認して終わりました。

